

## ご案内

### ・ 検査申請について

➢ 検査を行うにあたっては、以下の書類を送付してください。

船舶検査申請書 : 必要事項を記入の上、2枚とも提出してください。

手数料振込証明書 : 金融機関の押印が必要です。

船の位置略図 : 停泊場所を教えてください。地図の写しでも結構です。

自主整備点検記録 : 機関始動が困難なときには提出してください。(別紙添付も可)

委任状 : 申請者と所有者が異なる場合に必要です。

漁船登録票の写し : 漁船・小型兼用船の所有者は、写しを提出してください。

➢ 申請書到着の連絡は行っていません。受付状況は、ホームページ又は電話にて確認可能です。

### ・ 出張検査／持ち込み検査について

➢ 地区別検査カレンダー参照

### ・ その他

➢ お電話の際は「船舶番号」を教えてください。

➢ 登録【船の所有権に関すること・登録内容の変更】は別途手続きが必要です。

➢ 登録については、当機構の「登録センター」にご案内する場合がございます。

➢ 裏面に地区別検査カレンダーがございます。

➢ 船舶検査証書及び手帳の受渡しは、どちらかを選択してください。【窓口での受取り 又は 宅配便(着払い)】

### ・ ホームページをご覧ください。(検査申請の受付状況の確認・航行区域参考図の参照・申請書のダウンロード)

日本小型船舶検査機構 下関支部

〒752-0953 山口県下関市長府港町1番7号

TEL:083-245-3241 / FAX:083-245-3641

開所日 月曜日～金曜日(土・日・祝日を除きます)

開所時間 9:00～17:00(12:00～13:00を除きます)